

空き家を所有されている方 まずはご連絡ください!

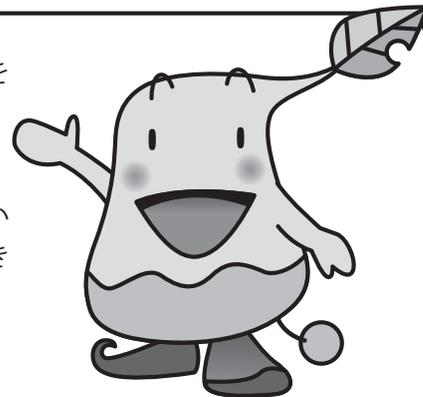
空き家の所有者と不動産業者を WEB 上でマッチング。買いたい人・借りたい人を繋ぐサポートをしています。これを「空き家情報バンク」と呼んでいます。

現在、市外からの移住希望者が年間約 130 名います。
しかし、空き家そのものは年々増加しているものの、「住んでもいいよ」「使ってもいいよ」という空き家が足りない状態です。住まいがないと、住むことができません。

空き家を所有されている方、ご連絡ください。

真庭市交流定住センター
電話：(0867) 44-1031

真庭市総合政策部 交流定住推進課
電話：(0867) 42-1179



よくある Q&A

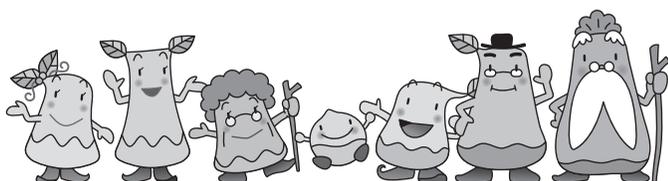
Q 片付けができてないんだけど。

A そのままでも大丈夫です。「空き家情報バンク」を申請いただいて、不動産業者と契約を結ぶと、「空き家家財道具等撤去補助金」などの支援制度が活用いただけます。

※補助金の活用には、一定の要件を満たす必要がありますので、申請前にご確認ください。

Q 本当に売れるの？

A 移住希望者の中には、古民家に住みたいという人も少なくありません。売買よりも賃貸のほうが人気ではありますが、ぜひ一度お問い合わせください。



Q 所有者本人じゃないんだけど。

A 「空き家情報バンク」の申請は、本人でなくても大丈夫です。ただ、不動産業者との契約は所有者本人あるいは相続人である必要があります。まずはお問い合わせください。

Q どんな不動産業者が来るの？

A 宅建協会や不動産協会に所属している、実績のある不動産業者ですので、ご安心ください。

Q 農地があるんだけど。

A 「空き家情報バンク」は、建物のみの取り扱いですが、通常の不動産取引では土地・農地を合わせて話を進める場合もありますので、一度お問い合わせください。

「空き家情報バンク」ご利用の主なステップは、3つ

STEP1

3種類の申請書に記入

STEP2

※1
現地での下見会に行く

STEP3

※2
不動産業者と契約を結び、売買/
賃貸に向けて打ち合わせをする

※1 下見会とは、空き家の所有者と不動産業者をマッチングする現地の物件確認と面談。

※2 この場合の契約とは「専任媒介契約」です。

専任媒介契約とは、1社の不動産業者と所有者による契約です。2社以上の不動産業者と契約することはできません。ただし所有者は、個人的に買いたい人・借りたい人を探して取引することもできます。

「お問い合わせ」から「買いたい人・借りたい人」に届くまで

- ①「空き家情報バンクに登録します」と連絡。
- ②「申請書」「承諾書」「簡単な間取り図と周辺地図」に記入して返送。
- ③日程調整の上、現地での下見会を開催。
- ④希望する不動産業者と媒介契約を結ぶ。
- ⑤HP「住まいる岡山」などにWEB掲載。
- ⑥「住まいる岡山」を見た、買いたい人・借りたい人から連絡。



住まいる岡山ホームページ

注意

- ・ 放置期間が長く、倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある家屋は、お断りする場合がございます。
- ・ 申請のあった物件を取り扱おうという意思のある不動産業者が集まらない場合、下見会の開催を中止することがございます。その際、空き家情報バンクへの登録はいたしかねます。

空き家情報バンクに関するお問合せ・申請窓口

真庭市交流定住センター

(開館時間：10:00～17:00) (月・火は閉館)

住所：〒719-3201 岡山県真庭市久世 2374-3

電話：(0867) 44-1031

メールアドレス：info@cocomaniwa.com

真庭市総合政策部 交流定住推進課

住所：〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

電話：(0867) 42-1179

メールアドレス：koryu@city.maniwa.lg.jp